

わたSHIGA輝く国スポ長浜市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「大会」という。)において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 開設期間

売店の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数等

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は、1 ブース当たり約 20 m² (2 間×3 間のテント相当)とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャプフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

長浜市の名産品として、営業店等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物(アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等(以下「障害者就労施設等」という。)による製品

(7) その他市実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、長浜市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会(以下「国体」という。)以降の国体・国民スポーツ大会及びその競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従業者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌(腸チフス菌、パラチフスA菌を含む)、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請書提出時において、長浜市税(長浜市が賦課徴収するものに限る。)の滞納がないこと。

キ 長浜市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に規定する者(以下「暴力団員等」と

いう。)でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
ク 実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

8 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書(様式第8号)を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ その他実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

9 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等(発電機等)については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント(2間×3間)1張以内(横幕を含む。)
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

10 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 実行委員会又は滋賀県のわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。

ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に

表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

エ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。

オ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

カ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

(1) 売店出店概要書(様式第2号)

(2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書(様式第3号)

(3) 誓約書兼承諾書(様式第4号)

(4) 市税の納税証明書(写しでも可、該当者のみ)

(5) 出店者及び販売員の本人確認書類(運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し)

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

(1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他実行委員会が適当と認めたもの

13 出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証(様式第6号)を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写

しを実行委員会に提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、わたSHIGA輝く国スポ長浜市実施本部(以下「実施本部」という。)の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をする事。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

- (3) 販売品には、関係法令等に定めることにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあつては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (15) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委

員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が売店の運営管理において、不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者及び従業者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

令和 年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
会長 浅見 宣義 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
が運営する競技会場内に売店を出店したいので、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市
売店設置運営要項 1 1 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント (1 張)・その他 ()

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 売店従事者の本人確認書類 (免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもので, 顔写真があるもの)
- (6) 法人税 (個人の場合は所得税) 並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 (納税証明書その 3 の 3 (個人の場合はその 3 の 2)) (写し可, 発行から 3 か月以内のもの)
- (7) 保健所の営業許可書の写し
※ただし, 飲食物を販売する場合に限る。新たに営業許可等の申請が必要な場合は売店許可決定通知書の受領後、速やかに提出すること。
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

※ 複数会場で出店を希望する場合は、上記提出書類を会場ごとに提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】	【電話】	【FAX】	
	【E-mail】			
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【携帯】		
業種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	国スポ記念グッズ・郷土物産品・スポーツ用品 飲食物・宅配便・その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 欄の不足する場合は、別紙(任意の様式)に追加してください。

※ 備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿 ※売店責任者の方は、氏名の下に当日連絡が取れるご連絡先をご記入ください。

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:			
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:			
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:			
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:			
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:			

※ 従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

使用日	車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※ 電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、ホットプレート、プロパンガス等）

令和 年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
会長 浅見 宣義 様

住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

誓約書兼承諾書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約しま
す。また、誓約内容の確認のため、貴実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会
することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わた SHIGA 輝く国スポ長浜市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 長浜市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 従業員として、暴力団及び暴力団員等を使用し、または雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申し
立てを行いません。

国障長実委第 号
令和 年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
会長 浅見 宣義 ㊞

売店出店許可証

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わた SHIGA 輝く国スポ長浜市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

令和 年 月 日

(あて先)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
会長 浅見 宣義 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

売店出店料免除申請書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店料について、わた SHIGA 輝く国スポ長浜市売店設置運
営要項8 (3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	障害者就労施設等
	その他 (_____)

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
会長 浅見 宣義 ㊞

売店出店料免除承認書

わた SHIGA 輝く国スポにおいて、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (左欄に○印の記入がある項目に該当します。)

	障害者就労施設等
	その他(_____)